

公立大学法人横浜市立大学グローバル都市協力研究センター設置規程

制 定 平成 23 年 4 月 1 日 規程第 177 号
最近改正 令和 8 年 1 月 28 日 規程第 6 号

(目的及び設置)

第1条 都市が抱える諸課題を都市と都市にある大学及び国際機関やNGO等と協働して解決することを通じて、地域から国際貢献に寄与すること、並びに国際的な教育研究交流を通じて、グローバルな視野を持った人材を育成することを目的とした「アカデミックコンソーシアム（持続可能な都市社会のための大学コンソーシアム）事業（以下「本事業」という。）」を推進するため、横浜市立大学にグローバル都市協力研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 センターは以下の業務を所管する。

- (1) 本事業の運営及び推進に関すること
- (2) センターの管理運営に関すること
- (3) 本事業に参加する大学及び国際機関等における連携協力の推進に関すること
- (4) 本事業に参加する大学及び国際機関等における教育研究交流の推進に関すること
- (5) その他目的達成のために必要なこと

(研究教育開発部門)

第3条 センターに研究教育開発部門を置く。

2 研究教育開発部門には、教育研究活動及び外部研究費の獲得に向けた活動のため、都市の課題分野別のユニット及び分野横断プロジェクト等を置くことができる。

(事務支援部門)

第4条 センターに事務支援部門を置く。

2 事務支援部門は、次の事務を行う。

- (1) 研究教育開発部門におけるユニット及びプロジェクトの進行管理
 - (2) 本事業に参加する国内外大学並びに行政及び国際機関等との交渉及び連絡調整
 - (3) その他センターの運営に必要な事務
- 3 センターは、アカデミックコンソーシアム総会の決議をうけ、アカデミックコンソーシアム事務局を兼ねることができる。この場合の事務は事務支援部門が行う。

(組織)

第5条 センターに、次の職員を置くことができる。

- (1) GCI センター長（以下「センター長」という。）
- (2) GCI 副センター長
- (3) シニアアドバイザー
- (4) ユニットリーダー
- (5) ユニットメンバー
- (6) 特任助教

- (7) アカデミックコンソーシアムコーディネーター
- (8) グローバル推進室担当
- (9) その他センター長が特に必要と認めた者
(事務局)

第6条 センターの事務局は、グローバル推進室が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第78号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第32号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第6号）

この規程は、令和8年1月28日から施行する。